

# 自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

## No. 385

2019年(平成31年)3月25日発行

発行所: 自由同和大阪府本部事務局  
堺市堺区宿屋町西1丁目2番22号 三徳ビル3F  
電話(072)224-1111  
発行人: 阪本孝義  
定価一部500円 年間6000円(送料込み)  
振込: 三菱UFJ銀行堺支店(普)0016138

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

**大阪府本部に此花支部が設立** 此花支部 亀井義人 支部長  
平良芳昭 副支部長  
仲宗根勝 事務局長  
平成31年3月8日開催の理事会に於いて承認される。

**2019(平成31)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書**  
大阪市長 吉村 洋文 様  
貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとする人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年に渡り続けられてきました、同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

この間、行政による啓発をはじめとする様々な施策や運動団体の取り組みにより、差別事象は減少してきていることから、施策の見直しや廃止など、同和対策の終結に向けた取り組みが始まっていますが、同和問題は解決の過程にあるものの完全に解決された状態ではなく、今回の「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立はこのような取り組みに歯止めをかけるものであると期待しています。

子どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、いずれの法律にも差別や人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるよう記載があります。

この様に、あらゆる差別が解消され、すべての人権が尊重される社会が構築されてきている今、簡易・迅速・柔軟に人権救済を図ることを目的とした、国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

また、格差社会は旧同和地区も例外ではなく、同和対策事業に依存した建築・土木業に従事する人が多く、「同和対策特別措置法」の終結や公共事業の減少などで、不安定な就労形態になり「格差社会」として重要な問題となっているのが現状であります。そのためにも、これら残存する格差はもとよりその要因を解消するべく新たな施策の拡充を要望いたします。

自由同和大阪府本部といたしましても、このような状況を重く受け止め、その是正のため、市民の人権意識の向上及び同和行政の「総点検」に引き続き努めるとともに、同和行政のあるべき姿を考慮し、市民の皆様へ理解の得られる人権行政の確立に向けた政策提言に全力を尽くす所存であります。

大阪市におかれましても、あらゆる人権問題の解決は重要施策であり、特に同和問題の早期完全解決に関しては、より効率的かつ効果的施策の構築を積極的に推進していただくとともに、下記の要望について、格別なご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 1 吉村洋文市長の同和問題早期解決に向けた決意を明らかにされたい。

#### 2 基本要望

##### 基本要望

- (1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、新たな施策は講じられるのか、また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
- (2) 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。
- (3) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条に述べられている実態調査の実施に求めることは、地方公共団体が把握している部落差別の件数とその内容を国としてまとめることである。その認識の下、平成29年度に発生し、大阪市・大阪市教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。
- (4) 「大阪市人権行政推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。
- (5) 同和問題は解決の過程にあるものの、同和問題を解決するための人権教育・啓発について、この間、後退している感が拭えないが、「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立で、後退傾向に歯止めがかかると思われる。そこで、次の2点について明らかにされたい。
  - ①職員及び教職員に対する人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。
  - ②平成29年度の人権相談の窓口の実態を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。
- (6) 大阪市の就学前教育の実施と「大阪市保育・幼児教育センター」の事業内容を明らかにされたい。
- (7) 小中一貫教育の現状と大阪市塾代助成事業の取り組みと現状制度の導入後の子ども達の変化等について明らかにされたい。
- (8) 安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取り組みを明らかにされたい。
- (9) 自営業者等の経営の安定に向けた支援等の取り組みを明らかにされたい。
- (10) 団塊の世代の高齢化等により、高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも、世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。また、死亡して数日かで見られる「孤立死」が増加していることから、地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。
 

また、高齢者の増加に伴い介護を必要とされる高齢者も増えており、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」に於いての介護疲れからネグレクトや悲惨な事件が起こっている。施設入所を希望しても特別養護老人ホームの数が足りていないのが現状である。介護施設の充実についても対処されたい。
- (11) 旧同和地区の耐震化・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにも、このような機会を契機に、民間事業等の力を活用するなど工夫を行い、福祉施設の導入や一部中堅所得者向けの特定賃貸住宅やUR賃貸



大阪市同和関連部局との質疑応答

平成31年2月6日(水)午後1時より大阪府役所第一共同会議室に於いて、「平成31年度大阪市同和関連部局との要望書協議」が開催されました。

大阪市を代表して市民局森人権企画課長のご挨拶・紹介の後、関連部局より回答がありました。

その後、質疑に移り「児童虐待の件数・大阪府警が係わった件数」「児童相談所の新規建設の予定はあるのか」「特別養護老人施設の軒数が少ないと思われるがどの様に考えておられるのか、旧同和地区の空き地を有効活用したらよいと思われるが、大阪市としてどの様に考えておられるのか」「国際社会に通用するための英語による授業を行うという関西では初めての試みの「公設民営学校」(国際バカロレア等)という、公立学校の運営を民間の学校法人等に委託するという、新たな中高一貫教育校について教えていただきたい。」「神戸市では認知症の方が外出時などに、事故に遇われた場合に全国初の事故救済制度の創設を考慮されていると聞きますが、大阪市としてはどの様に考えておられますか」など活発に意見され、紛糾する場面もありましたが、時間的制約もあり後日回答になる場面もありました。

最後に重副会長の挨拶があり、今後も積極的に同和問題の完全解決、並びに人権問題の解決のため施策が活用されるよう要望し、あらゆる差別問題撤廃に向け努力することを確認し終了しました。

## 平成31年度大阪市同和問題 関連部局との要望書協議

- (12) 校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。
- (13) 低所得世帯やひとり親家庭の子どもへの貧困が問題になっており、働くひとり親家庭への支援制度があるのか。また、その制度の周知・啓発はどのようにしているのかを明らかにされたい。
- (14) 平成29年度に発生した幼児及び児童虐待の件数と年々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。
- (15) 待機児童の現状と待機児童解消に向けた今後の対策について明らかにされたい。また、「認定こども園」へ移行後の現状と待機児童解消の方策になっているのか明らかにされたい。
- (16) 「いじめ防止対策推進法」が施行されて5年が経過したが、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの活用効果指導などによる子ども達の変化等について明らかにするとともに、充実に努められたい。
 

子どもの生命や安全が損なわれるような事件や事故が発生している現状を鑑みて、安全確保により一層、力を入れていただきたい。
- (17) 「部落差別の解消の推進に関する法律」を悪用したエセ同和行為の増加が危惧されるが、同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取り組みを明らかにされたい。
- (18) 同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。
- (19) 同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。
- (20) 学校における性的マイノリティについて、平成28年度4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」(教職員向け)が配布されたが、理解不足の教職員が多いことから大阪市として教職員に対する研修等を徹底されたい。
- (21) 学校教育の中で、「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考えられる。平成30年度より小学校での「道徳」授業が行われているが道徳心が培われ、いじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。
- (22) 日本学生支援機構の第二種奨学金(有利子)については、定額返済になっています。貧困の連鎖を断ち切るための制度である奨学金を活用し就職しても、非正規雇用等の雇用形態などにより、就職後、高額な返済が続くことになり、滞納者の増加や最悪の場合、生活破綻などという事態を招いていることから、我々は国に対し、第一種奨学金(無利子)と同様に第二種奨学金への「所得連動返還型」の導入をはじめ、「給付型奨学金」の拡充、無利子枠の一層の拡大を要望していく。大阪市におかれましても、若者が経済的事情により将来を諦めることなく自己実現を図れるよう、奨学金制度の一層の充実について、国に働きかけたい。
- (23) 地域のまちづくりやコミュニティの活性化等々については、区長マネジメントのもと、区役所を中心に組み込まれると認識しているが、関係局と連携を図り、地域の課題や実情を把握し、取り組んでいただくよう求める。

※要望書への大阪市の回答は次号(386号)に掲載予定です。

# 平成31年度要望書への大阪府の回答(課題別抜粋)

384号から続く

## 課題別要求

### 3-(1) 福祉(生活)・高齢者

#### ①平成29年5月に「介護保険法」が改正された、介護保険の現状と今後の取り組みを明らかにされたい。

福祉部高齢介護室介護支援課

平成29(2017)年5月に改正された介護保険法では、高齢者の自立支援・重度化防止、地域共生社会の実現など「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図るとともに、「介護保険制度の持続可能性を確保」することとされました。

大阪府における介護給付費の現状は、平成28(2016)年度で約6,957億円と、制度創設時(平成12(2000)年度)の約2,058億円と比べて3倍以上に増加しており、第一号被保険者(65歳以上)の保険料についても平成30(2018)年度からの第7期計画において府内平均6,636円と、沖縄県に次いで全国2番目に高い水準となっています。

今後引き続き、急速な都市型高齢化が進むことが見込まれる中、高齢者が要介護状態になった場合でも住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるようにしていくためには、市町村においては高齢者の自立支援・重度化防止等の取り組みによる保険者機能の強化が、府においては市町村の現状・課題や支援ニーズを踏まえたきめ細やかな対応が求められています。

このため、大阪府では、府内の介護保険関連のデータ分析など現状・課題の把握を行うとともに、自立支援・重度化防止に向けた施策の進展を計測するための指標(key performance indicator)の設定や、介護給付の適正化に向けた取り組み支援等を行うなど、保険者である市町村とともに、高齢者の介護予防、自立支援・重度化防止を通じた地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保に努めてまいります。

#### ⑥児童虐待の実態と「子ども家庭センター」における児童虐待相談件数が年々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。

福祉部子ども室家庭支援課

大阪府の子ども家庭センターにおける児童虐待相談の対応件数は、平成25(2013)年度6,509件から、平成29(2017)年度11,306件と約1.7倍に増加しており、依然として深刻な状況にあります。

児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に発展する重大な人権侵害であるとの認識のもと、増加し複雑化する児童虐待事例に対応するため、大阪府では、平成23(2011)年度以降、児童福祉司等計65名の大幅な増員を行うとともに、警察官OBを配置するなど体制の強化を図ってきたところです。

また、発生予防から再発防止まで切れ目のない対応を実施するためには市町村との緊密な連携が重要であることから、市町村に対して、平成16(2004)年の児童福祉法改正により「要保護児童対策地域協議会」が法定化されたことに伴い、市町村児童家庭相談および同協議会設置のための研修実施・ガイドラインの作成及び改訂・ケースワーカーの派遣や子ども家庭センターでの市町村職員受入研修等、様々な市町村支援を行ってまいりました。

加えて、平成27(2015)年度からは、人員配置への活用も可能な「大阪府新子育て支援交付金」を創設し、市町村への財政的な支援を実施するとともに、平成28(2016)年の改正児童福祉法で要保護児童対策地域協議会の調整機関職員の研修受講が義務化されたため、今までの研修内容を見直し、さらに充実させた上で実施することにより、専門職員や、支援の中心となる市町村職員のスキルアップを図っています。

さらに、平成30(2018)年度から、各子ども家庭センターに市町村支援担当者を配置しています。

今後とも、府内における適切な児童虐待対応体制の整備に努めてまいります。

#### ⑦高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。また、死亡して数日かで見えされる「孤立死」が増加していることから、地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。また、高齢者の増加に伴い介護を必要とされる高齢者も増えており、例えば高齢者が高齢者を介護する「老老介護」に於いての介護疲れからネグレクトや悲惨な事件が起こっている。施設入所を希望しても特別擁護老人ホームの数が足りていないのが現状である。介護施設の充実についても対処されたい。

福祉部高齢介護室介護支援課介護事業者課

大阪府では、全国平均と比べ、高齢者単身世帯・高齢者夫婦のみ世帯の割合が高く、高齢化率も益々高くなっていくことが見込まれています。

こうした中で、従来の「支える側」「支えられる側」という画一的な関係ではなく、支え、支えられる関係性があること、高齢者の居場所と番がある地域(コミュニティ)を作ること、民間も含めた関係機関の連携・協働による日常の見守り活動等を通じて、支援を必要とする高齢者を早期に見出し、必要な医療・介護等適切なサービスにつなぐこと等が重要であると考えています。

このため、市町村においては、高齢者の介護予防の促進や社会的孤立を防止するため、府の交付金を活用した街かどケアハウス事業等に加え、介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の中で、高齢者の一般介護予防や社会参加の促進、居場所づくり等に努めているところです。

また、大阪府においても、広域的な市町村支援として、平成29(2017)年度から、高齢者の介護予防や社会参加への機運醸成、地域を超えた関係者間のネットワーク強化等を目的に「大阪ええまちプロジェクト」事業を実施し、支え合い(互助)による地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。

さらには、平成27(2015)年9月に大手コンビニ4社との「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結を皮切りに、平成28(2016)年5月に在阪金融機関3社、平成29(2017)年2月に大阪タクシー協会、平成30(2018)年2月に日本郵便、大阪読売防犯協会と協定を結ぶなど、高齢者が日常生活において利用する事業者・民間企業等との公民連携の促進を通じて、高齢者の見守り機能の強化に取り組んでいるところです。

また、高齢者虐待の未然防止や早期の対応については、第一義的な責任を有する市町村の対応力の向上が重要であることから、初任者、現任者、管理職対象の研修を実施するとともに、困難事例に対する助言等行う弁護士や社会福祉士で構成する専門職チームを派遣しています。引き続き、現状や課題を把握し、取り組みの充実を図ってまいります。

特別養護老人ホームの入所に当たっては、入所の必要性の高い高齢者が優先的に入所できるよう、「大阪府指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所選考指針」に基づき入所選考を行うことを指導しています。

また、特別養護老人ホームなど介護施設の整備については、市町村が地域の实情に応じて見込んだサービス量をもとに、市町村介護保険事業計画及び大阪府高齢者計画において整備量を定めています。引き続き、整備費等の補助をはじめ市町村とも連携しながら計画達成に向け取り組んでまいります。

高齢者をはじめ、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を形成するため、大阪府では、主に小学校区を単位とした「日常生活圏域」において見守り活動を行う地域住民や民生委員・児童委員をはじめ、中学校区を単位とした「サービス圏域」におけるCSW、地域包括支援センター等の専門機関、さらに、「市町村圏域」「都道府県圏域」の行政や社会福祉協議会等、4つの圏域において相互連携・協働を図りながら、地域における「見守り・発見・つなぎ」のネットワークの構築に向けた取り組みを進めています。

今後も引き続き、地域福祉を取り巻く課題に柔軟かつ機敏に対応することができるよう、一層の公民協働と要援護者に対する総合的な支援体制の構築により、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組んでまいります。

### 3-(2) 雇用・産業

#### ⑦セクシャルハラスメント・パワーハラスメントに係る労働相談の実績及び啓発等の対策について明らかにされたい。

商工労働部雇用推進室労政課

大阪府総合労働事務所で行っている労働相談のうち、職場におけるハラスメント・人間関係についての相談として「セクシャルハラスメント」「職場のいじめ」「職場の人間関係」の相談件数を合わせると、平成29年度は2,107件です。また、そのうち「セクシャルハラスメント」に関する相談件数は163件です。さらに、「職場のいじめ」に関する相談は、1,048件です。

職場におけるセクシャルハラスメント対策については、男女雇用機会均等法により、事業主に雇用管理上必要

な措置を講ずることが義務付けられています。

大阪府では、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを含めた職場のハラスメントの防止を図る「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」をはじめ、各種啓発冊子の配布やホームページでの公表により、事業主等への周知・啓発に努めています。

また、事業所等において採用選考等を担当している「公正採用選考人権啓発推進員」に対して実施する新任・基礎研修でも取り上げ、ハラスメント防止に向けた企業としての取り組みを求めるとともに、中小企業等が行うハラスメントの防止についての研修会への講師の派遣や、ハラスメントに関する労働相談も実施しています。

さらに、マタニティーハラスメントなどを含めた働く女性に関係する労働関係法規をわかりやすく解説した啓発冊子を作成・配布しています。引き続き周知に努めてまいります。

### 3-(3) 住環境

#### ①旧同和地区の公営・改良住宅の耐震・老朽化による建て替えについて明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにもこのような機会を契機に、民間事業者等の力を活用するなど工夫を行い公営住宅だけでなく、中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅やUR賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。

住宅まちづくり部都市居住課

劣悪な住宅・住環境の改善と、居住の安定を図るため供給された公営・改良住宅は、昭和40年代(1965～74年)に建設されたものが多く、現在の水準からみると規模や設備が十分でない住宅や高齢者・障がい者への配慮が十分でない住宅、また耐震性が十分でない住宅が認められ、その対応が必要です。

そのため、計画修繕などの適切な維持管理に努めるとともに、比較的面積の小さいものについては、増改築による規模の拡大などにより、居住水準の向上を図り、老朽化の著しいものや耐震性が十分でない住宅などについては、地域特性や事業の必要性などを総合的に勘案して建替えや耐震改修等の改善を行う必要があります。

大阪府としては、各市町に対し、予防保全的な維持管理とともに効率的かつ円滑な建替えや改善事業を計画的に行うよう「公営住宅等長寿命化計画」の策定を指導しているところです。

また、高齢化や家族構成の変化などに伴う住宅ニーズの多様化や地域のコミュニティ形成に配慮した多様な住宅の供給、生活を支える施設の導入など「地域の特性に応じたまちづくり」を進めることも重要であると考えております。

これまで、建替事業とそれにより生み出される用地において、PFIを活用した民間事業者による多様な住宅供給や社会福祉施設・生活支援施設等の立地を促進するなど、民間と連携した取り組みが積極的に推進されるよう、市町に対してPFI事業の先進事例の情報提供や助言を研修会やヒアリング等の機会を通じて行っているところです。現在、吹田市や東大阪市において、PFI事業による建替えを実施しています。

今後とも、府としては、大阪府内各市町の公営・改良住宅の建替えなどに際し、住民参加のもと、地域の実情に即して行われるよう、URなど関係機関とも情報を共有した上で、市町に対し民間活用事例の情報提供も行いながら助言に努めてまいります。

### 3-(6) 教育

#### ⑧「いじめ防止対策推進法」が施行されて5年が経過したが、その後の指導と対策について明らかにされたい。スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの活用効果指導などによる子ども達の変化等について明らかにするとともに充実にも努められたい。子どもの生命や安全が損なわれるような事件や事故が発生している現状を鑑みて、安全確保により一層力を入れていただきたい。現場である学校や市町村教委への徹底した指導をされたい。

教育庁市町村教育室小中学校課

いじめは、犯罪にもつながる行為であり、子どもの将来にわたって内面を傷つける重大な人権侵害であります。それゆえ、各学校においては、的確な実態把握のもと、家庭との連携はもとより、状況に応じて地域や関係機関とも連携し、その解決に向けて取り組む必要があると認識しております。

市町村教育委員会に対しては、いじめ防止対策推進法に基づく国「いじめ防止基本方針」が平成29(2017)年に改訂されたことを受け、「学校いじめ防止基本方針」の見直しについて指示するとともに、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」を通じて、また、学校や教職員に対しては各種指導資料を通じて、いじめをはじめ生徒指導上の諸課題や人権教育の推進について取り組みの要点を示しているところです。

具体的な取組としては、いじめの未然防止の取り組みを進めるため、「いじめ対応プログラム」の活用を指導するとともに、アンケート等により、いじめの兆候をいち早く把握し、万一生起したときには迅速に対応するよう、学校及び市町村教育委員会に対して指導しております。また、携帯・ネット上のいじめへの対策としては、教育委員会、大阪府警察本部、携帯電話事業者等の関係機関が参画した「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用し、事案の早期解決及び未然防止を図っています。

加えて、いじめ等生徒指導上の課題に組織的に対応するためには、家庭、地域、関係機関と連携しながら、学校の総合的な問題解決機能の向上を推進していくことが重要であることから、様々な役割をコーディネートする教員である「こども支援コーディネーター」を配置しております。

今後とも、学校において児童生徒一人ひとりがいきいきとした学校生活が送れるよう、人の命の尊さについての学習を行うとともに、児童生徒どうし、あるいは教員と児童生徒が相互に共感と信頼に基づいた暖かい人間関係を築くことを、大阪府教育センターにおける研修等の機会を通して指導してまいりたいと考えております。

心理的な視点から対応が必要な児童生徒については、スクールカウンセラーを府内全公立中学校に配置し、校区小学校への派遣も可能としております。

また、福祉的視点からの対応が必要な児童生徒については、スクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会に計画的、継続的に派遣しております。平成27(2015)年度には、ソーシャルワーカーの予算を拡充し派遣回数を増やし、より丁寧な対応に努めております。

これらのスクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの活用により、関わらなかった場合に比べて、暴力行為の発生が減少する、不登校児童生徒の欠席日数が減る等といった効果が表れております。

加えて、児童生徒の命に関わるような、重篤かつ緊急性の高い事案に対しては、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家から成る「緊急支援チーム(子ども支援)」を学校に派遣し、児童生徒の心のケアを行うなど、迅速かつ適切な対応を図っております。

今後とも、児童生徒や保護者の思いを的確に受け止め、これらの施策を効果的に推進してまいります。

教育振興室高等学校課

大阪府におきましては、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、大阪府教育庁や学校法人等の学校設置者及び学校における取り組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、「大阪府いじめ防止基本方針」を策定しました。また、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るための「大阪府いじめ問題対策関係者機関会議」、府立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため「大阪府立学校いじめ防止対策審議会」を設置し、いじめ問題の克服に向けて取り組んでおります。

府立学校につきましては、「府立学校に対する指示事項」において、「いじめ」は重大な人権侵害事象であることを踏まえ、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ことを十分認識し、各学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を設置して取組の実効性を高めるよう指示しております。

また、生徒へのアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」や「いじめに関するアンケート調査」を実施し、教育相談の窓口を周知するとともに、いじめ等について実態の把握に努めるとともに、府立高校全校にスクールカウンセラーを配置し、さまざまな課題を抱えている生徒の心のケアに努めているところです。

さらに、平成26(2014)年度から全ての府立高校で高校生活支援カードを活用しております。このカードにより、これまでの学校生活において生徒や保護者が不安や困難を感じている等について把握し、生徒が安全で安心な学校生活を過ごすことができるように努めてまいります。